○財務省告示第九十五号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第一項の規定に基づき、平成二十五年度における輸入基準数量を次のように告示する。

平成二十五年三月三十日

財務大臣　麻生　太郎

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第一項に規定する輸入基準数量は、平成二十五年度につき次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入基準数量
一	三・二トン
二	五・〇トン
三	一七トン
四	三一、五四五トン
五	一、六四五トン
六	一、四四七トン
七	三一トン
八	一九トン
九	五二、〇三三トン
一〇	一〇、七五六トン
一一	一二、九〇六トン
一二	八二、七八五トン
一三	六、一八五、六三三トン
一四	一、四二四、八四一トン
一四の二	九二九、〇〇六トン
一五	一、〇七八トン
一六	一五、六〇〇トン
一七	一六〇、五九七トン
一八	二二、一八五トン
一九	一、二五六トン
二〇	五一七トン
二一	三〇、三六六トン
二二	七三二トン
二三	八、三四七トン
二四	三三トン
二五	〇トン
二六	七、六〇一トン
二七	一九、二五五トン
二八	九・八トン
二九	七九〇トン

○財務省告示第九十六号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第一項第一号の規定に基づき、平成二十四年度の初日から同年度の第一四半期、第二四半期及び第三四半期の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量（当該数量が平成十四年度及び平成十五年度における各年度の初日から同年度の第一四半期、第二四半期及び第三四半期の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量を合計したものの二分の一に相当する数量とする。）に百分の百十七を乗じて得た数量を次のように告示する。

平成二十五年三月三十日

財務大臣　麻生　太郎

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第一項第一号に規定するあらかじめ財務大臣が告示する数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる数量

イ　平成十四年度及び平成十五年度における各年度の初日から同年度の第一四半期の末日までの輸入数量を合計したものの二分の一に相当する数量に百分の百十七を乗じて得た数量　七万四千三百三十九トン

ロ　平成十四年度及び平成十五年度における各年度の初日から同年度の第二四半期の末日までの輸入数量を合計したものの二分の一に相当する数量に百分の百十七を乗じて得た数量　十五万二千四百五十六トン

ハ　平成十四年度及び平成十五年度における各年度の初日から同年度の第三四半期の末日までの輸入数量を合計したものの二分の一に相当する数量に百分の百十七を乗じて得た数量　二十三万六百四十二トン

二　冷凍牛肉　次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる数量

イ　平成二十四年度の初日から同年度の第一四半期の末日までの輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量　八万三千二百六十七トン

ロ　平成二十四年度の初日から同年度の第二四半期の末日までの輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量　十八万四千七百四十九トン

ハ　平成二十四年度の初日から同年度の第三四半期の末日までの輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量　二十六万四千四百二十八トン

○財務省告示第九十七号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第一項第一号及び第二項の規定に基づき、平成二十四年度までの過去三年度における各年度の初日から同年度の第一四半期、第二四半期及び第三四半期の末日までの豚肉等の輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量に百分の百十九を乗じて得た数量並びに平成二十五年度における輸入基準数量を次のように告示する。

平成二十五年三月三十日

財務大臣　麻生　太郎

○財務省告示第九十九号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第五条の四第一項から第五項まで及び第二十七条の五第一項から第五項までの規定に基づき、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十条の二の二第一項各号及び第四十二条の五第一項各号の規定の適用を受ける減価償却資産を指定する件（平成二十三年六月財務省告示第二百十九号）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から適用する。ただし、改正前の告示の別表三及び別表四に掲げる減価償却資産で同日前に取得又は製作若しくは建設をしたものについては、なお従前の例による。

平成二十五年三月三十日

財務大臣　麻生　太郎

一　関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第一項第一号に規定するあらかじめ財務大臣が告示する数量は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる数量とする。

イ　平成二十四年度までの過去三年度における各年度の初日から同年度の第一四半期の末日までの豚肉等の輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量に百分の百十九を乗じて得た数量　二十二万二千二百八十九トン

ロ　平成二十四年度までの過去三年度における各年度の初日から同年度の第二四半期の末日までの豚肉等の輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量に百分の百十九を乗じて得た数量　四十三万三千八百八十九トン

ハ　平成二十四年度までの過去三年度における各年度の初日から同年度の第三四半期の末日までの豚肉等の輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量に百分の百十九を乗じて得た数量　六十四万七千六百五十三トン

二　平成二十五年度における輸入基準数量　七十五万五千五百十四トン

○財務省告示第九十八号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第百二条の規定を実施するため、輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件（昭和六十二年六月大蔵省告示第九十四号）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

平成二十五年三月三十日

財務大臣　麻生　太郎

輸入統計品目表の輸入統計品目表の解釈に関する通則の備考2中「第4条の8」を「第4条の9」に改める。